

(公印省略)
大気第1275号
平成17年8月17日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会
会長 豊崎 寛様

兵庫県健康生活部環境局長

排ガス黒煙低減装置（NO_x・PM低減装置）の販売業者について（依頼）

当県の環境行政の推進につきましては、平素から格別の御協力と御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年10月1日から当県の阪神東南部地域における大型ディーゼル自動車等の運行規制の実施しているところですが、お蔭をもちまして運行規制の実施については、これまでのところ運転者の認知度も高く、貴連合会のご協力に感謝しているところです。

さて、最近、ホームページにより、「当該装置装着車両はステッカーを貼り付けること等により、兵庫県の運行規制地域に乗り入れ可能である」等の趣旨で排ガス黒煙低減装置の販売宣伝が行われております。本県に多数の苦情、質問が寄せられているところです。

当県の運行規制の規制対象地域に乗り入れ可能かどうかは、車検証の記載事項によって判断しております。低減装置を装着された自動車であっても、車検証上に「NO_x・PM法の適合車両である」旨の表示がない限り、本県運行規制の適用外とはなりません。

このため、当該装置の販売宣伝者には、文書により、ホームページの削除を求めるとともに、当県ホームページに別添の注意喚起を促すお知らせを掲載しているところです。

つきましては、当該装置のみならず類似装置も含め十分留意していただきますよう、関係団体等への注意喚起方をお願い申し上げます。

記

1 会員への注意喚起

2 貴連合会及び各府県の振興会ホームページと環境局ホームページとのリンク

リンクアドレス：http://www.pref.hyogo.jp/JPN/apr/keikaku/diesel/diesel_index.htm

【お問い合わせ先】

兵庫県健康生活部環境局大気課自動車運行規制係

Tel 078-362-9092 FAX 078-362-3966